

1 1. 教育

○長浜市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

6つの基本目標

- ・基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します
- ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します
- ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします
- ・基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます
- ・基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります
- ・基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

○教育委員会

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置される行政委員会
で、教育長と5人の教育委員をもって組織される合議制の執行機関です。

1. 教育長

北川 貢造（任期 H27. 4. 1～H30. 3. 31）

2. 教育委員

教育長職務代理者	井関 真弓（任期 H29. 4. 1～H32. 3. 31）
委員	西橋 義仁（任期 H26. 3. 31～H30. 3. 30）
委員	川口 直（任期 H26. 3. 31～H30. 3. 30）
委員	七里 源正（任期 H27. 4. 1～H31. 3. 31）
委員	西前 智子（任期 H27. 4. 1～H31. 3. 31）

3. 報酬月額

教育長 700,000 円 委員 50,000 円

○学校教育

1. 小学校

平成29年5月1日現在

校名	区分 創立年	児童生徒数 〔()内特別支援 学級生徒数〕	学級数		教職員数	校地面積 (㎡)	建物面積(㎡)			体育館 (㎡)	プ ール	
			普通	特別			木造	非木造	計			
長浜小	M.4.9	896 (19)	31 (4)	32	20	50	30,069	190	8,134	8,324	1,530	2
長浜北小	S29.4	799 (21)	28 (4)	28	17	44	31,048	26	8,005	8,031	1,498	2
神照小	M.6.2	621 (18)	24 (5)	24	15	35	23,764	-	6,461	6,461	1,388	2
南郷里小	M.8.5	561 (12)	20 (2)	20	13	35	19,659	-	5,687	5,687	981	2
北郷里小	M.8.12	212 (6)	11 (3)	11	18	19	17,383	-	4,774	4,774	1,070	2
長浜南小	S42.4	471 (11)	20 (2)	20	9	27	36,033	-	6,765	6,765	1,298	2
湯田小	M8・10	518 (10)	19 (2)	19	9	30	26,088	-	6,033	6,033	1,067	2
七尾小	M24.4	51 (2)	7 (1)	7	7	11	20,186	-	2,145	2,145	710	1
田根小	M.8.9	67 0	6 0	6	9	9	12,832	-	2,138	2,138	755	1
浅井小	H26.4	202 (9)	9 (2)	9	10	16	14,930	-	3,530	3,530	1,060	2
びわ南小	M6.3	255 (8)	12 (2)	12	15	19	28,556	-	5,220	5,220	1,092	2
びわ北小	M8.4	116 0	6 0	6	12	10	20,173	-	3,268	3,268	788	2
虎姫小	M19.11	254 (3)	11 (1)	11	17	18	14,679	-	5,030	5,030	862	2
小谷小	H.8.7	103 (2)	8 (2)	8	10	14	14,753	-	2,688	2,688	734	2
速水小	M.9.10	268 (4)	15 (3)	15	8	20	19,653	-	4,173	4,173	1,338	2
朝日小	M.6.11	164 (2)	8 (2)	8	14	13	13,960	-	5,001	5,001	1,128	2
富永小	M.17.6	74 (3)	8 (2)	8	10	12	9,636	-	3,386	3,386	880	2
高月小	M.6.12	288 (1)	12 (1)	14	8	20	34,064	-	4,940	4,940	991	2
古保利小	M.34.4	80 (3)	7 (1)	7	8	13	22,191	-	2,968	2,968	991	1
七郷小	M.19.11	81 0	6 0	6	9	10	13,256	-	2,865	2,865	845	1
杉野小	S.4.4	9 0	3 0	3	10	7	6,761	-	1,894	1,894	-	1
高時小	M.19.11	47 (2)	6 (2)	6	8	10	15,648	-	1,963	1,963	544	-
木之本小	M.44.4	190 (5)	9 (3)	9	14	21	13,544	-	5,278	5,278	1,176	-
伊香具小	M.43.3	47 0	5 0	5	8	9	6,003	77	1,798	1,875	469	-
余呉小	H.17.4	89 0	6 0	8	14	10	26,101	-	5,315	5,315	986	-
塩津小	M.19.11	74 (2)	6 (1)	6	11	10	17,869	-	2,815	2,815	964	2
永原小	M.39.4	102 (2)	8 (2)	8	12	12	12,244	30	3,646	3,676	745	2
計		6,639 (145)	311 (47)	316	315	504	521,083	323	115,920	116,243	25,890	41

2. 中学校

区分 校名	創立年	児童生徒数 〔()内障害児 学級生徒数〕	教室数		教職員数	校地面積 (㎡)	建物面積(㎡)			体育館 (㎡)	プール	
			普通	特別			木造	非木造	計			
西中学校	S22.4	521 (14)	20 (4)	20	26	39	34,797	-	6,076	6,076	1,286	1
北中学校	S22.4	655 (25)	25 (5)	25	18	43	29,640	-	7,130	7,130	1,407	1
東中学校	S22.4	254 (8)	11 (3)	11	28	26	27,164	32	6,094	6,126	1,106	1
南中学校	S22.4	377 (9)	14 (2)	14	14	26	26,595	-	4,434	4,434	1,110	1
浅井中学校	S22.4	454 (7)	16 (2)	16	15	31	39,265	-	6,120	6,120	1,178	1
びわ中学校	S22.4	217 (5)	10 (2)	10	16	18	34,143	141	4,942	5,083	1,480	0
虎姫中学校	S22.5	141 (1)	7 (1)	7	21	19	18,863	-	4,747	4,747	1,567	0
湖北中学校	S23.9	285 (7)	12 (2)	12	18	24	28,462	-	4,537	4,537	1,503	1
高月中学校	S23.7	278 (5)	11 (2)	12	14	21	29,859	-	4,920	4,920	1,938	0
木之本中学校	S22.4	152 0	6 0	6	24	20	25,732	-	5,585	5,585	1,992	0
杉野中学校	S22.4	11 0	3 0	3	6	6	10,779	-	1,839	1,839	1,142	0
鏡岡中学校	S22.4	79 (2)	4 (1)	4	15	11	30,000	-	3,942	3,942	1,438	0
西浅井中学校	S45.4	87 (1)	4 (1)	4	20	13	25,074	-	3,761	3,761	1,485	1
計		3,511 (84)	143 (25)	144	235	297	360,373	173	64,127	64,300	18,632	7

○幼稚園・保育所・認定こども園

1. 幼稚園

平成29年4月1日現在

区分 園名	創立年	園児数				学級 数	保育 室数	教職員数 ()内は非常勤	園地面積 (㎡)	建物面積(㎡)		
		3歳児	4歳児	5歳児	計					木造	非木造	計
長浜幼稚園	M35.7	23	22	30	75	3	7	12 (5)	2,601	-	1,398	1,398
長浜北幼稚園	S45.4	29	35	34	98	5	9	16 (7)	3,390	-	1,603	1,603
長浜西幼稚園	S45.4	18	25	23	66	3	4	10 (3)	4,040	-	841	841
わかば幼稚園	S45.4	15	23	33	71	3	5	12 (6)	3,842	-	1,181	1,181
神照幼稚園	S43.4	38	38	50	126	6	10	21 (8)	7,003	32	1,875	1,907
南郷里幼稚園	S43.4	40	35	52	127	5	8	17 (7)	5,531	-	1,358	1,358
北郷里幼稚園	S45.4	10	9	14	33	3	5	9 (3)	4,742	-	1,073	1,073
長浜南幼稚園	H22.4	6	7	7	20	3	3	8 (1)	3,308	-	600	600
湖北幼稚園	H26.4	21	21	30	72	3	6	11 (5)	8,779	1,262	-	1,262
計		200	215	273	688	34	57	116 (45)	43,236	1,294	9,929	11,223

※建物面積については、文科省基準の建物面積で、吹抜け、渡り廊下、自転車小屋、ピロティ、ポンプ小屋等は含まない。

(所在地)

長浜幼稚園	朝日町5番14号	神照幼稚園	新庄寺町480番地
長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号	南郷里幼稚園	新栄町626番地
長浜西幼稚園	相撲町604番地6	北郷里幼稚園	春近町196番地1
わかば幼稚園	八幡東町520番地1	長浜南幼稚園	加田町2727番地
		湖北幼稚園	湖北町速水909番地2

2. 「幼稚園保育料」 (平成29年度利用者負担額表)

階層区分	算定基準		利用者負担額 [月額] (円)
第1階層	生活保護世帯		0 (0)
第2階層	市町村民税非課税世帯		0 (0)
第3階層	市町村民税均等割のみ課税世帯		2,800 (0)
	ひとり親世帯等		0 (0)
第4階層	所得 割 課 税 額	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	7,500 (3,750)
		ひとり親世帯等	1,700 (0)
第5階層	所得 割 課 税 額	市町村民税所得割課税額 77,100円以上211,200円以下	10,500 (5,250)
第6階層		市町村民税所得割課税額 211,201円以上	12,000 (6,000)

1. 同一生計内の最年長の子どもから順に数えて、入園している子が2人目の場合は半額、3人目以降は無料になります。

各階層の()内が第2子の金額になります。

2. 表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

(1)「ひとり親世帯」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯(ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属するものがこれに該当する場合を除く。)

(2)「在宅しようがい児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

(3)「その他の世帯」……市長が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認めた世帯

3. 保育所

平成29年4月1日現在

設置	園名	定員 (人)	園児数 (人)	保育士数(人) () 非常勤:内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地
長浜市	北保育園	200	216 (0)	42 (9)	1,597.80	非木造 平屋	6,104	神照町596番地
	さくらんぼ保育園	130	81 (0)	22 (3)	866.10	非木造 平屋	2,978	西上坂町1158番地
	一妻保育園	80	54 (0)	19 (4)	607.25	非木造 平屋	2,002	湖北町山本3089番地
	小計	410	351 (0)	83 (16)	3,071.15		11,084	
社会福祉法人	長浜梅香保育園	135	130 (2)	26 (16)	775.70	非木造 2階	1,978	三ツ矢元町17番25号
	長浜梅香乳児保育園	39	42 (0)	18 (12)	481.11	木造 2階	1,095	三ツ矢元町24番3号
	長浜愛児園	150	171 (1)	32 (7)	997.15	非木造 2階	2,891	八幡東町562番地
	長浜カトリック保育園	230	204 (2)	35 (17)	1,568.66	非木造 2階	3,221	南高田町47番地
	ほいくえん ももの家	75	76 (2)	19 (9)	511.72	非木造 2階	1,400	大戌亥町1260番地
	チャイルドハウス	190	130 (17)	26 (5)	1,724.04	非木造 2階	3,000	田村町1606番地
	ひよこ乳児保育園	45	40 (1)	21 (7)	385.84	非木造 2階	663	小堀町66番地1
	しらやま保育園	90	103 (0)	25 (10)	943.72	木造 平屋	5,290	加納町990番地
	長浜学舎	150	146 (2)	31 (7)	1,155.76	非木造 2階	5,034	新庄中町207番地
	速水保育園	90	77 (0)	18 (8)	902.28	非木造 2階	2,900	湖北町速水2277番地
小計	1,194	1,119 (27)	251 (98)	9,445.98		27,472		
市外委託			11					
合計		1,604	1,481 (27)	334 (114)	12,517.13		38,556	

※園児数・・・()内は市外からの受入れ児童数(外数)

4. 認定こども園

平成29年4月1日現在

設置	園名	定員 (人)	園児数 (人)	保育士数(人) () 非常勤:内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所在地	
長浜市	六荘認定こども園	短時部	83 (0)	53 (15)	1,965.09	非木造 平屋	8,518	勝町491番地	
		長時部	179						168 (0)
	あざい認定こども園	短時部		126 (0)	69 (14)	4,840.55	非木造 平屋	20,870	大依町1232番地
		長時部	294	269 (0)					
	びわ認定こども園	短時部		61 (0)	43 (9)	2,978.62	非木造 平屋	13,760	八木浜町26番地1
		長時部	149	149 (0)					
	とらひめ認定こども園	短時部		31 (0)	33 (7)	1,558.89	非木造 平屋	4,840	五村371番地1
		長時部	112	110 (0)					
	たかつき認定こども園	短時部		137 (0)	52 (7)	2,818.90	木造 平屋	11,154	高月町東柳野15番地1
		長時部	222	210 (0)					
	きのもと認定こども園	短時部		65 (0)	34 (2)	2,250.53	非木造 2階	4,774	木之本町木之本698番地2
		長時部	115	129 (0)					
	よご認定こども園	短時部		30 (0)	14 (1)	1,576.02	非木造 平屋	7,431	余呉町東野363番地
		長時部	25	28 (0)					
にしあざい認定こども園	短時部		47 (0)	24 (6)	2,390.78	非木造 平屋	8,988	西浅井町塩津中2066番地	
	長時部	65	54 (0)						
短時部 小計			580 (0)	322 (61)	20,379.38		80,335		
長時部 小計		1,161	1,117 (0)						
社会福祉法人	レイモンド長浜南こども園	短時部	3 (0)	15 (5)	857.34	非木造 平屋	2,707	高橋町84番地	
		長時部	78						33 (0)
	レイモンド長浜こども園	短時部		3 (0)	24 (11)	600.73	非木造 平屋	2,140	南小足町324番地3
		長時部	94	94 (0)					
	小谷こども園	短時部		6 (0)	34 (21)	1,178.20	非木造 2階	6,217	小谷丁野町2481番地1
		長時部	141	117 (0)					
短時部 小計			12 (0)	73 (37)	2,636.27		11,064		
長時部 小計		313	244 (0)						
市外委託			2						
			1						
合計			594 (0)	395 (98)	23,015.65		91,399		
		1,474	1,362 (0)						

※園児数・・・()内は市外からの受入れ児童数(外数)

5. 保育所保育料(平成29年度利用者負担額表)

階層区分		利用者負担額[月額](円)					
		保育標準時間			保育短時間		
		0, 1, 2歳児	3歳児	4, 5歳児	0, 1, 2歳児	3歳児	4, 5歳児
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
B	市町村民税非課税世帯 ひとり親世帯等	3,500	2,500	2,500	3,400	2,400	2,400
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
C1	均等割の額のみ課税世帯 ひとり親世帯等	9,800	8,500	8,500	9,600	8,300	8,300
		(4,900)	(4,250)	(4,250)	(4,800)	(4,150)	(4,150)
C2	48,600円未満 ひとり親世帯等	14,000	12,000	12,000	13,700	11,700	11,700
		(7,000)	(6,000)	(6,000)	(6,850)	(5,850)	(5,850)
D1	48,600円以上 72,800円未満 ひとり親世帯等	21,500	18,000	18,000	21,100	17,600	17,600
		(10,750)	(9,000)	(9,000)	(10,550)	(8,800)	(8,800)
D2	72,800円以上 97,000円未満 72,800円以上77,101円未満で ひとり親世帯等	27,000	23,000	23,000	26,500	22,600	22,600
		(13,500)	(11,500)	(11,500)	(13,250)	(11,300)	(11,300)
D3	97,000円以上 133,000円未満	34,000	27,000	24,500	33,400	26,500	24,000
		(17,000)	(13,500)	(12,250)	(16,700)	(13,250)	(12,000)
D4	133,000円以上 169,000円未満	38,000	29,000	26,000	37,300	28,500	25,500
		(19,000)	(14,500)	(13,000)	(18,650)	(14,250)	(12,750)
D5	169,000円以上 211,200円未満	45,500	31,000	27,000	44,700	30,400	26,500
		(17,000)	(15,500)	(13,500)	(22,350)	(15,200)	(13,250)
D6	211,200円以上 301,000円未満	52,500	32,500	28,500	51,600	31,900	28,000
		(26,250)	(16,250)	(14,250)	(25,800)	(15,950)	(14,000)
D7	301,000円以上 397,000円未満	61,000	33,500	29,000	59,900	32,900	28,500
		(30,500)	(16,750)	(14,500)	(29,950)	(16,450)	(14,250)
D8	397,000円以上	71,000	34,500	29,500	69,700	33,900	28,900
		(35,500)	(17,250)	(14,750)	(34,850)	(16,950)	(14,450)

1. 各階層の下段()内は同一生計内の最年長の子どもから順に数えて、入園している子が2人目の場合の金額です。

3人目以降は階層にかかわらず無料になります。

2. 表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

(1)「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯(ただし、支給認定保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。)

(2)「在宅しようがい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る。)

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

(3)「その他の世帯」…市長が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた世帯